

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年1月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

新山科浄水場 送泥施設運転管理業務委託

(2) 委託内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 委託場所

新山科浄水場 他

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）、又は登録業者以外の者で、平成29年11月21日付け京都市上下水道局告示第40号に定める資格の審査の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(3) 平成14年度以降に、水処理施設能力が1日当たり18万立方メートル以上の排水処理施設の運転管理業務を元請（共同施行の場合は、代表者に限る。）として履行した実績があること。なお、実績は履行済みのものに限る。

(4) 仕様書の定めるところにより、本件委託の履行に必要な資格基準を満たす技術者を

専任で配置することができること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書については、次のとおり交付

する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成30年1月31日（水）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等様式については、(1)のホームページにも掲載する。また、仕様書は電子入札システムからもダウンロード可能である。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもので又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」と

いう。)に設置する入札端末機(規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「端末利用者」という。)

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法(以下この方法により入札する者を「郵便利用者」という。)

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添付のうえ、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

2(3)及び(4)に掲げる条件に関する書類等

ウ 返信用封筒(郵便利用者のみ)

(3) 申請書類の提出方法

4(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムにより申請書類を送信すること。

イ 端末利用者及び郵便利用者は、持参もしくは郵送で提出すること。

ウ 提出期限

この公告の日から平成30年1月31日(水)午後5時まで

エ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は書留郵便とし、平成30年1月31日(水)午後5時までに3(1)の場所に必着することが条件となる。

(4) 参加資格の確認の通知等

ア 申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成30年2月7日(水)に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。なお、端末利用者及び郵便利用者については、一般競争入札参加資格確認通知書を郵送する。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において、特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録事業者以外の者が、アに定める日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、アに定める日現在において告

示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成30年2月9日（金）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成30年2月15日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

(7) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

(8) 入札説明書等に対する質問及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を平成30年1月31日（水）までに、3(1)の場所へ提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）。

イ 管理者は、アによる質問を受けたときは、平成30年2月7日(水)までに質問に対する回答書を、3(1)の場所並びにウェブページにおいて閲覧できるようにする。
なお、受付期間の経過後は、入札説明書等に対する質問は受け付けない。

5 予定価格及び低入札調査基準価格

入札の前に予定価格及び低入札調査基準価格の公表は行わない。

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成30年2月22日(木)、23日(金)及び26日(月)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送により入札書を提出する場合は書留郵便とし、平成30年2月26日(月)午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

(2) 開札日時

平成30年2月27日(火)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

7 入札方法

(1) 入札書に記入する金額は、本件業務委託に要する費用の総価とし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者候補者とする。当該入札者が複数の場合は、抽選によって落札候補者を決定する。落札候

補者が9に定める低入札価格調査の要件に該当しない場合又は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行が確保できると認める場合は、当該落札候補者を落札者とする。

また、有効な入札のすべてが予定価格を超過した場合は、再度入札を1回に限り行う。再度入札の詳細については、契約担当課から別途通知する。ただし、当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者は辞退扱いとし、再度入札に参加することはできない。

9 低入札価格調査

- (1) 本件入札は低入札価格調査の対象とする。
- (2) 落札候補者が、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、低入札価格調査を実施するので、平成30年3月1日（木）午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)の場所において掲示する。
- (3) 低入札価格調査の対象である落札候補者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、競争入札参加停止措置を行う。ただし、期日までに調査辞退届を提出した場合は、低入札価格調査資料が提出されたものとみなす。
- (4) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わない。この場合、本件入札において、次順位の入札者を、新たに落札候補者とする。新たな落札候補者が、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合には、同様に、低入札価格調査を実施する。この場合における、低入札価格調査資料の提出期限は、用度課が連絡した日から起算して2開庁日目の午後5時までとする。

10 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

11 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、そ

の費用を本市に請求することはできない。

12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 詳細は、入札説明書等による。
- (7) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。
- (8) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (9) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2箇月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。
- (10) 登録業者以外の者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required:
The operation and maintenance of sludge-transporting facilities in Shin-Yamashina water purification plant and Ishida water environment protection center, including the pipeline between those sites
- (2) Time-limit for the submission of application
5:00 p.m. 31 January, 2018
- (3) Time of tenders:
9:00 a.m. 27 February, 2018
- (4) Contact point for tender documentation:

supplies Section , General Affairs Division, Waterworks Bureau, City
of Kyoto

12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004

Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)